第五条　包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者に相当する者が、改正法の施行前に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者に対し次に掲げる事項を通知した場合において、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者が第二号に規定する一定の期間内に第一号に掲げる事項について異議を述べなかったときは、新法第三十条の六において読み替えて準用する新法第四条の二の承諾（新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項（旧法第三十条の二第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）に係るものに限る。）があったものとみなす。

一　新法第三十条の二の三第四項に規定する書面に記載すべき事項（旧法第三十条の二第四項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）を電磁的方法により提供する旨

二　前号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

2　前項第二号の期間は、一月を下ってはならない。

第六条　改正法の施行の日から起算して六月間は、新省令第百四条第一項中「登録個別信用購入あっせん業者をいう。」とあるのは、「登録個別信用購入あっせん業者及び法第三十五条の三の二十四第一項の申請書を提出した個別信用購入あっせん業者（法第三十五条の三の二十四第一項の登録又は登録の拒否の処分を受けた個別信用購入あっせん業者を除く。）をいう。」と読み替えるものとする。

第七条　包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者又は当該個別信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた場合には、新法第三十五条の三の五十六第一項の規定にかかわらず、当該特定信用情報提供等業務を行う者に対し、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時前に締結された包括信用購入あっせん関係受領契約又は個別信用購入あっせん関係受領契約に係る新省令第百十八条第一項第五号から第七号まで並びに同条第二項第二号ニ及びホに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あっせん業者又は加入個別信用購入あっせん業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第八条　包括信用購入あっせん業者は、当該包括信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時前にカード等を交付し又は付与している購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あっせん関係受領契約を当該特定信用情報提供等業務を行う者が同項の指定を受けた時以後に締結した場合には、新法第三十五条の三の五十六第二項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関に対し、新省令第百十八条第一項第五号から第七号までに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あっせん業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第九条　新省令第百十八条第二項第一号イ及び第二号イの規定は、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額を加入指定信用情報機関に提供しない加入包括信用購入あっせん業者及び加入個別信用購入あっせん業者については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、適用しない。

第十条　新法第三十五条の三の五十七第二項の規定は、加入包括信用購入あっせん業者が新省令第百十九条第二項の規定により新法第三十五条の三の五十七第二項各号に掲げる同意を購入者等から書面又は電磁的方法により包括的に得ようとする場合であって、当該加入包括信用購入あっせん業者が当該購入者等から同意を得ようとする包括信用購入あっせん関係受領契約が次に掲げる時前に当該加入包括信用購入あっせん業者がカード等を交付し又は付与している当該購入者等を相手方とするものである場合は、適用しない。

一　包括信用購入あっせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時

二　包括信用購入あっせん業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時

第十一条　この省令の施行の前に新省令第百三十三条第一項の規定の例により講じた措置とみなす。

（商標法施行規則の一部改正）

第十二条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三十六類の項下欄第二十七号中「割賦購入あっせん」を「信用購入あっせん」に改める。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一割賦販売法の項、別表第二割賦販売法の項及び別表第三割賦販売法の項中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に改める。

○国土交通省令第四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十六日　　国土交通大臣　金子　一義

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「2.9　他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all order respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention.」を

「2.9　他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;
2.10　この船舶が上記の条約第Ⅱ－2章第17規則に従って代替設計及び配置をしている／していないこと。
the ship was／was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation Ⅱ－2／17 of the Convention;
2.11　火災安全のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附属されていないこと。
a Document of approval of alternative design and arrangements for fire safety is／is not appended to this Certificate.」

改める。

第一号の二様式中

「2.10　他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention.」を

「2.10　他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;
2.11　この船舶が上記の条約第Ⅱ－2章第17規則に従って代替設計及び配置をしている／していないこと。
the ship was／was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation Ⅱ－2／17 of the Convention;
2.12　火災安全のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附属されていないこと。
a Document of approval of alternative design and arrangements for fire safety is／is not appended to this Certificate.」

改める。

第二号様式（管海官庁が交付するもの）及び（船級協会が交付するもの）中

「4　免除証書が発給されている／発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has／has not been issued.」を